

## 令和7年10月 定例教育委員会

日 時 令和7年10月22日（水）9時30分～

場 所 市役所11階 会議室1

### 出席者

（教育委員）

陣内教育長 松野教育長職務代理者 古賀委員 中村委員

（事務局）

井上教育総務部長 鳩山学校教育部長 木下学校教育部次長兼学校教育課長 稲葉学校教育部次長 藤川学校教育部次長兼学校保健課長 溝口総務課長 田村社会教育課長 徳永総務課長補佐兼庶務係長

欠席者 西沢委員

傍聴者 なし

### 内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和7年8月分 議事録確認

(3) 議 題

- ① 佐世保市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則について（総務課）
- ② 佐世保市通学区域規則の一部改正について（学校教育課）

(4) 協議事項

なし

(5) 報告事項

- ① Sasebo Expo の開催について（社会教育課）
- ② 今後の「いのちかがやく講演会」の講師選定について（学校教育課）

(6) その他

- ① 次回開催予定について

## ◆教育長報告

- 9月26日 令和7年9月定例会 閉会
- 10月 1日 佐世保市中学校体育大会 駅伝競走大会
- 10月 2日 派遣型いのちかがやく講演会
- 10月10日 相浦小学校150周年記念式典  
マイナビ ツール・ド・九州2025 佐世保クリテリウム
- 10月18日～ YOSAKOIさせぼ祭り  
19日

### (1) 教育長報告・議事録確認

#### 【陣内教育長】

改めまして、おはようございます。10月の定例教育委員会を開催したいと思います。  
それではまず、教育長報告の方から進めさせていただきたいと思います。

9月の定例教育委員会、9月24日でございました。そのあとの動きですが、9月定例会が9月4日に開催され、26日に終了いたしております。教育委員会からも、補正予算等を計上しておりましたが、承認をいただきまして、補正予算に基づいた事業を新たに進めているところです。

それから10月1日の中学校体育大会の駅伝大会が開催されました。男子の方が大変タイムがよく、大変いい記録が出ておりまして、県大会が楽しみだなあと思っているところです。

それから、10月2日と、遡って9月30日ですが、鹿町中学校と清水小学校へ熊丸みつ子先生の講演を見に行ってきました。子どもたちがどんな感じで聞くのかなあとと思って楽しみで行ってきましたが、中学生はさすがにしっかりと受けとめていました。小学生は、果たしてどうかなあとと思っていたのですが、高学年だったからかもしれません、しっかりと聞いてくれていました。終わった後は中学生も小学生もとってもいい表情でした。いい講演だなあと改めて感じたところでした。

それから10月10日が相浦小学校の150周年の記念式典がございましたので出席してきました。

また、同日がツールド九州のクリテリウムが行われまして、こちらの方も参加いたしました。初めてのツールド九州クリテリウムだったのですが、いろんなところからお客様がお見えになっておりました。また、絵面がとっても綺麗で、秋の青空のもとで、港をバックに色とりどりの自転車が走りっているので、いい写真が撮れているのではないかなと思います。

それから18日・19につきましてはよさこい佐世保祭りが開催されました。中村教育委員が中心となって、いろんなアナウンスで盛り上げてくださっていたのがとても印象的でした。また、私は小学生・中学生・高校生のジュニアステージの審査、井上部長が青春グランプリということで大学生ステージの審査に参加させていただきました。とても楽

しいものを見せていただきまして、子どもたちに勇気をもらったなあというところでした。  
以上でございます。

それでは議事録の確認を行いたいと思いますが、8月分の議事録についてはよろしかったでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

ありがとうございます。

それでは議題に入りたいと思います。「佐世保市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、総務課から提案をお願いいたします。

## （2）佐世保市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【溝口総務課長】

報告資料P1～P6により説明

【陣内教育長】

ありがとうございました。

この規則の決定権は私たちではなく、市長部局の方にありますが、それに関して、私たちとしても「同意をする」といった方法で進めたいという、同意について意思決定するというものになります。説明が難しかったですが、おわかりになられましたでしょうか。

【中村委員】

少し難しかったです。

マイナンバーを使うということに対する規則でしょうか。

【陣内教育長】

大まかに説明いたしますと、これまでしていたサービスと内容はほとんど変わりませんが、サービスを効率的に、また正確にするためにマイナンバーを使わせていただきたいということから、どこにマイナンバーを使用します、ということを丁寧に明文化したということが1つです。

それからもう1つ、今回、夜間学級を開設しましたので、夜間学級について対応できる文言に修正をします。今まででは学齢期の子どもさんを対象にしており、学齢期の子どもさんに関しては必ず保護者がいらっしゃいましたが、夜間学級には学齢期を過ぎていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そこに対応できる文言に整えたいということが趣旨です。

よろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

ありがとうございます。ご同意いただきましたということで、次の「佐世保市通学区域規則の一部改正について」、学校教育課からお願ひいたします。

### (3) 佐世保市通学区域規則の一部改正について

【木下学校教育課長】

報告資料P7～P26により説明

【陣内教育長】

12ページの右下をご覧ください。近隣自治体の状況のところの文章の方が一番分かりやすいと思うのですが、許可基準はホームページ等で示しており、許可基準に該当する場合には、疑義や審査の必要がないので、校長の意見を取る必要がないのではないかということです。

その他の特殊事情については改めて、やはり今までと同じように、校長や関係機関の意見を聴取して精査をしますが、基準がはっきりしており、その証明のために校長の意見がいらない部分を割愛した方がいいのではないかということです。

それによって12ページ右上の効果ですけれども、学校の保護者対応・書類作成業務がなくなり、保護者の皆さんに2回も3回も来てもらわずに済むようになり、いろんなことがプラスに改善されていきますというのが趣旨です。

それでは委員の皆様からご意見やご質問がございましたらどうぞ。

【古賀委員】

校区外の学校の方が近いので、そちらに行きたいというふうに相談したら、希望が多かった場合は抽選になりますと聞いたことがあるのですが、そのような例があるのでしょうか。

**【木下学校教育課長】**

抽選になることはほぼないのですが、各学校の定数や、空き教室の状況を考えたときに、抽選の可能性が絶対にゼロだとは言えません。

大人数の方が同じ学校に指定外通学をしたいとなったときに、学校のキャパシティがない等のときに抽選の可能性があるということは念のためにお伝えしているという状況です。

**【古賀委員】**

人数的な要因だけでの抽選ということですね。

**【木下学校教育課長】**

おっしゃるとおりです。

**【古賀委員】**

ありがとうございます。

**【陣内教育長】**

資料の 17 ページ①地理的・距離的理由のところの対象学年の欄に米印があるのですが、「新1年生については入学時に受け入れ可能人数により抽選となる場合があります」とあります。

校区にお住まいの子どもさんが入学されるプラスアルファ、若干増えるかもしれないと想定はしているのですが、それを超える人数が入ってきて、教室の準備等ができないような物理的なケースが発生する可能性も無きにしもあらずということで、こういった文言がホームページにあります。実質、今まで抽選になったことはないですよね。

**【木下学校教育課長】**

私が把握している限りではございません。

**【陣内教育長】**

私が把握している限りでもないので、平成11年以降は1回もあっていないということになりますね。

**【中村委員】**

10ページにある年間許可件数が大体平均400件くらいあるというのが書いてあって、思った以上に多いなと思っています。

スタンスとしては、理由さえあれば受け入れる方向で考えられているというルールと思ってよろしいでしょうか。

### **【木下学校教育課長】**

確定している部分に当てはまる場合につきましては、この要件に沿って許可をしております。

転入してきたときにしか当てはまらない場合や、引っ越ししたときにしか当てはまらない場合などもあります。このように申請するタイミングというものもありますが、基本的に要件に示している条件に当てはまっていたら、許可をしております。

### **【中村委員】**

あまり望ましくないとは思うのですが、学校に行きたくないなとか、人間関係等で悩んだときには、要件に当てはめて転校できるみたいなことはあるのでしょうか。

### **【陣内教育長】**

流れ的には、やはり地域で子供を育てる、地域の教育力というのも強いものがありますし、申請項目が大きくなれば大きくなるほど、地域の自治協議会にしてもそうですし、子ども会にしてもそうですが、運営がなかなか成り立たないという声もありますので、これについても両論あるのはその通りです。

もともとは、指定校の変更は極力しない方向でずっと動いていたのですが、ある時期、文科省も1度方針を変更しまして、かなり柔軟にするべきではないかという通知を出しました。

その時に「自由校区」という言葉が当時流行ったのですが、隣接している場合も選んでいいようにしようとされた自治体も県内で出てきたぐらいです。

そうすると弊害がかなり出まして、現在は保護者さんの利便性は当然考えなければならないことだけれども、一定の枠の中に収めるという折衷案ではないですが、そういったこともあり、文科省も必ずこういった基準はつまびらかにしてください、説明できるようにしてくださいということを条件にしています。

### **【中村委員】**

なるべくならば指定のところに行ってくれるようにしたいが、厳密に全部だめというふうにはできないというバランスを取ったような運用をしているという理解ですね。ありがとうございます。

先ほどの、万が一その学校に行きたくないような原因があったときというのは、該当するような理由はあるのでしょうか。

### **【木下学校教育課長】**

こちらの方につきましては、必ず通っている学校等の意見書をいただくようにしております。

例えば子どもがどうしてもその学校では登校することが厳しい、どうしても避けられない状況があり、指定外通学することによって、その子どもがしっかり通って学習ができる

るということであれば、やはり学習保障という観点から、必要だということになります。

そのようなことを校長からの意見書であったり、例えば精神的に苦しい等の状況であれば医師の診断書であったり、そのような根拠をもとに判断して、必要に応じて許可をしているという状況になります。

【中村委員】

17ページの表でいくと一番下のその他に当たるということですね。

やはり、場合によっては逃げ道を用意してあげるようなことも必要なのではないかなど感じまして、お聞きました。ありがとうございます。

【陣内教育長】

それでは、こちらは了としたいと思います。

次に報告事項に移りたいと思います。「Sasebo Expoの開催について」、社会教育課からお願ひいたします。

(4) Sasebo Expoの開催について

【田村社会教育課長】

報告資料P1～P2により説明

【陣内教育長】

申し込みもまだ少ないんですね。

【田村社会教育課長】

昨年同時期よりも、少し多いぐらいの状況です。昨年も結果的には定数以上の参加をいただいたところでございます。好評いただいているイベントでございますので、これから伸びていくものと思っております。

【陣内教育長】

皆様からお尋ね等ございませんか。

それでは次に移りたいと思います。「今後の「いのちかがやく講演会」の講師選定について」、お願ひいたします。

## (5) 今後の「いのちかがやく講演会」の講師選定について

【木下学校教育課長】

資料はございませんので、口頭でご説明いたします。

いのちかがやく講演会の講師選定について、お願ひをさせていただきます。

これまで、この講演会の講師選定について、定例教育委員会の「協議事項」として、委員の皆様のご意見をいただいてまいりました。

これは、おそらく、平成16年の大変痛ましい事件を受けて、本事業を開始した際に、講演会の講師をどなたにするかという、大変重たい決断をするため、教育委員の皆様にご意見をいただき、今日までその状況が継続してきたものと思われます。

しかしながら、教育委員会の一事業である「豊かな心を育む実践事業」の一つの取組である「いのちかがやく講演会」の講師選定は、教育長に事務委任されるものでございます。

今後、「教育長に対する事務委任規則」に則り、講師選定は教育長へ事務委任をすることとしたいと考えております。

もし、皆様のこれまでの経験等の中で、このような講師がよかつた、などがあれば、いつでも、事務局にお知らせいただければと思っております。以上です。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

- - - 了 - - -